

国勢調査の概要について

○**国勢調査の目的** 総務省統計局が5年に一度実施するわが国の最も基本的な統計調査。国内の人口・世帯の実態を把握し、各種行政施策などの基礎資料を得ることを目的とします。

○**調査対象** 調査期日(令和7年10月1日)現在、わが国に常住するすべての人及び世帯

○**調査方法** 調査員が調査票を配付・回収します。(インターネット回答もできます。)

○**調査項目(合計17項目)** (1)世帯員に関する事項 「男女の別」、「出生の年月」、「就業状態」など13項目、(2)世帯に関する事項 「世帯の種類」、「住居の種類」、「住宅の建て方」など4項目。

○調査の流れ

- (1) 9月上旬に調査員が担当地域内を巡回し、調査対象を把握
- (2) 9月20日(土)ごろから調査員が調査対象施設などを訪問し、調査票などを配付
- (3) 10月1日(水)～8日(水)に調査員が調査票を回収
- (4) 以降、調査員→指導員・市区町村→県で調査票の審査→総務省・統計センターで審査・集計

○**結果利用** 国勢調査のデータは (1)少子高齢化、地域活性化、防災対策などの行政施策、(2)将来の人口推計 などの基礎資料として利用されます。

○協力依頼事項

- (1)団体支部・会員等への調査の周知及び協力依頼(会合での伝達、HP等への掲載など)
- (2)市区町村、指導員から依頼があった場合
 - ①ポスターの掲示やリーフレットの回覧
 - ②居住者、管理員等からの調査員の推薦(住宅によっては、管理組合等へ調査業務委託について相談する場合があります。)
 - ③居住者情報(氏名、男女の別、世帯員数、空室など)の提供
- (3)国勢調査員訪問時のオートロックのドアの解錠
- (4)空き室情報等の提供(調査員が管理員等に尋ねる場合があります。)
- (5)連続訪問の許諾及び世帯への事前通知
- (6)不在世帯等に係る情報提供
(参考)居住者情報の提供について
「統計調査への協力の要請は、法令に基づく正当なものです。」

○個人情報保護法では、「個人情報取扱事業者は、あらかじめ本人の同意を得ないで個人データを第三者に提供してはならない」とされていますが、第27条第1項第1号で「法令に基づく場合」は例外となっています。

○管理員、管理会社、管理組合の皆様には協力をお願いするのは、統計法第30条に基づく協力依頼であり、個人情報保護法第27条第1項第1号による「法令に基づく場合」に該当します。(4)及び(6)の情報提供は「個人情報保護法」、「マンション管理適正化法」及び「賃貸住宅管理業法」のいずれにも抵触しませんので、ご協力をお願いします。

＜国勢調査を装った詐欺や不審な調査に御注意ください(調査員は「国勢調査員証」を携帯)＞

※ 調査の詳しい内容は、国勢調査2025キャンペーンサイト(総務省統計局)
(<https://www.kokusei2025.go.jp/>) を参照願います。

会員の皆様へ

【福岡県】

本県では、令和7年国勢調査の実施に当たり、調査の広報など調査に関する準備事務を総務省統計局や市区町村と共に取り組んでおります。

つきましては、以下の事項について市区町村から依頼がありました際には、御協力・御支援いただきますようお願い申し上げます。

○マンション内の掲示板やエレベーターにポスターを掲示させていただくこと

マンションの居住者の方々から、国勢調査の趣旨とその実施への御理解を得るため、掲示板やエレベーターに広報用ポスターを掲示することについて、御協力をお願いします。

○オートロックマンションでの国勢調査員の円滑な調査活動に御協力いただくこと

オートロックのドアがある場合や郵便受けがドアの奥にある場合は、国勢調査員の調査活動が円滑に行えるよう、ドアの解錠の御協力をお願いします。

国勢調査は、共同住宅に居住する全ての世帯を対象としています。国勢調査員がオートロックのドアを入った後、世帯を連続で訪問することについての許諾及び世帯への事前通知をお願いします。

○空き室状況や居住者情報を御提供いただくこと

市区町村又は国勢調査員等が、空室状況について、管理員の方や貴マンションの管理会社にお尋ねすることがあります。

また、居住者が不在で、居住者情報が不明な場合は、市区町村が居住者情報(名前、男女の別、世帯員数など)の提供について、管理員や管理会社に依頼させていただくことがありますので、御協力いただきますようお願いいたします。

※これは、統計法第30条に基づく協力依頼であり、個人情報保護法第27条第1項第1号に定める「法令に基づく場合」に当たり、本人の同意なしの情報提供が認められています。

※なお、調査で知り得た内容は、統計法により厳重に保護され、調査関係者が他に漏らしたりすることは絶対にありません。

○国勢調査員として調査事務に従事していただくこと

国勢調査を共同住宅内で円滑に行うため、当該共同住宅の管理員を国勢調査員に推薦すること又は共同住宅内における国勢調査員の事務を当該共同住宅の管理業者に委託することについて、必要に応じ、市区町村から相談がありますので、御協力をお願いいたします。

<国勢調査を装った詐欺や不審な調査に御注意ください>

- 調査員は、その身分を証明する「国勢調査員証」を携帯しています。
- 国勢調査では金銭・銀行口座の暗証番号・クレジットカード番号を要求することはありません。不審に思われた際には、速やかにお住まいの市区町村にお知らせください。

<問い合わせ先>福岡県企画・地域振興部調査統計課調査第三班（電話 092-643-3188）